川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

川崎市特定公共賃貸住宅条例(平成5年川崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(使用料に係る督促及び延滞金)

- 第17条の2 使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の 徴収については、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)の 例による。
- 2 市長は、前項に規定する者が納期限までに使用料を納付しなかったことについて特別な理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、同項に規定する延滞金を減免することができる。

第18条第2項ただし書中「、未納の使用料」の次に「、前条第1項に規定する延滞金」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の条例第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る特定公共賃貸住宅の使用料から適用し、同日前の使用に係る特定公共賃貸 住宅の使用料については、なお従前の例による。

## 参考資料

制定要旨

特定公共賃貸住宅の使用料に係る延滞金等について定めるため、この条例を制定するものである。